

資料Ⅱ-1 水防計画

目次

第1章 総則	資料Ⅱ-1- 1
第2章 水防の責任	
1 尼崎市の水防責任	資料Ⅱ-1- 1
2 兵庫県の水防責任	資料Ⅱ-1- 1
第3章 水防機構	
1 尼崎市の水防態勢	資料Ⅱ-1- 1
2 水防連絡会	資料Ⅱ-1- 1
第4章 水防態勢	
1 災害警戒本部又は災害対策本部の設置	資料Ⅱ-1- 1
2 防災指令の発令	資料Ⅱ-1- 1
3 配備指令の発令	資料Ⅱ-1- 1
4 水防態勢の解除	資料Ⅱ-1- 1
第5章 水防活動	
1 水防担当区域及び重要水防区域	資料Ⅱ-1- 2
2 警戒活動を行う	資料Ⅱ-1- 2
3 水防作業を行う	資料Ⅱ-1- 2
4 水防活動要員の安全確保	資料Ⅱ-1- 2
5 通信手段	資料Ⅱ-1- 4
6 情報を収集伝達する	資料Ⅱ-1- 4
第6章 気象予警報等の種類	資料Ⅱ-1- 4
第7章 洪水予報	
1 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報（水防法第10条）	資料Ⅱ-1- 4
2 知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報（水防法第11条）	資料Ⅱ-1- 4
第8章 水防警報	
1 国土交通大臣の発する水防警報（水防法第16条）	資料Ⅱ-1- 4
2 知事の発する水防警報（水防法第16条）	資料Ⅱ-1- 5
第9章 水防設備の整備、輸送の確保	
1 水防倉庫等	資料Ⅱ-1- 8
2 備蓄機具資材一覧	資料Ⅱ-1- 8
3 量水標等	資料Ⅱ-1- 8
4 受信機	資料Ⅱ-1- 8
5 輸送を確保する	資料Ⅱ-1- 8

第10章 他の水防機関との協力、応援

- 1 水防管理団体相互の協力 資料Ⅱ-1- 8
- 2 大阪府との協定 資料Ⅱ-1- 9
- 3 警察署との協議 資料Ⅱ-1- 9

第11章 水防信号等の伝達

- 1 水防信号 資料Ⅱ-1- 9
- 2 津波注意報等 資料Ⅱ-1- 9

第12章 避難のための立退きの指示等を行う 資料Ⅱ-1-10

第13章 水防標識等

- 1 水防標識 資料Ⅱ-1-10
- 2 身分証明 資料Ⅱ-1-10

第14章 費用負担等

- 1 費用負担 資料Ⅱ-1-11
- 2 公用負担 資料Ⅱ-1-11

第15章 水防活動に関する報告と記録

- 1 水防報告 資料Ⅱ-1-12
- 2 水防記録 資料Ⅱ-1-13

第16章 水防訓練 資料Ⅱ-1-14

第17章 浸水想定区域の円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 地域防災計画に定める事項 資料Ⅱ-1-14
- 2 ハザードマップの作成 資料Ⅱ-1-14
- 3 水防法第15条に基づく避難確保計画等の作成及び訓練の実施 資料Ⅱ-1-15

第18章 水防協力団体

- 1 水防協力団体の指定 資料Ⅱ-1-16
- 2 水防協力団体の業務 資料Ⅱ-1-16

第1章 総則

尼崎市水防計画（以下、「計画」）は、尼崎市域における洪水、内水（雨水出水）、津波または高潮を警戒、防衛し、及びこれによる被害を軽減するため、水防法第33条第1項の規定に基づき、尼崎市管内の各河川、海岸及び港湾等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門、閘門、防潮ゲートの操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、機具、資材等の整備と運用についての実施大綱を示したものである。

計画の策定にあたっては、水防法第33条の規定により兵庫県水防計画に応じた計画とし、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更する。

なお、計画を策定または変更しようとするときは尼崎市防災会議に諮り、計画が策定または変更されたときは、その要旨の公表に努める。

第2章 水防の責任

1 尼崎市の水防責任

本市は、水防法第4条に基づき兵庫県知事から指定水防管理団体に指定されていることから、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体として、尼崎市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 兵庫県の水防責任

兵庫県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

第3章 水防機構

1 尼崎市の水防態勢

本市は、地域防災計画に定める災害警戒本部又は災害対策本部をもって水防活動にあたる。

2 水防連絡会

各土木事務所等の所管内の水防体制を強化し水防活動が円滑に行われるよう、次の諸団体で水防連絡会が組織されている。

事務局は西宮土木事務所におかれ、必要に応じ随時開催される。

各水防管理団体、各消防署、阪神南県民センター県民交流室、西宮土木事務所、尼崎港管理事務所、 阪神北県民局阪神農林振興事務所、各警察署、猪名川河川事務所、神戸地方気象台、自衛隊
--

第4章 水防態勢

1 災害警戒本部又は災害対策本部の設置

市長は、地域防災計画に定めるほか、尼崎市災害警戒本部設置要綱又は尼崎市災害対策本部設置要綱に基づき、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

2 防災指令の発令

災害警戒本部又は災害対策本部の設置と合わせ、本部長は各部長に対し、警戒指令、災害対応1～3号指令のいずれかを発令し、水防活動実施態勢への移行を指示する。

3 配備指令の発令

各部長は、状況に応じて限定配備～第3配備を基本としながら、水防活動に必要な人員を確保するための配備指令を、所管する部内に発令する。

4 水防態勢の解除

市長は、水防活動の必要がなくなったときは、防災指令を解除し、災害警戒本部又は災害

対策本部を廃止する。

第5章 水防活動

1 水防担当区域及び重要水防区域

資料Ⅱ-2 水防計画 資料 資料5のとおり。

2 警戒活動を行う

雨量や河川水位、風速、潮位の観測や、堤防等の巡視などの警戒活動については、第4章-1（第2節 水防活動を行う）に基づき実施する。

3 水防作業を行う

(1) 水門、閘門及び堰堤、樋門、排水設備等の操作

第4章-1（第2節 水防活動を行う）に基づき実施する。

(2) 水防工法を活用した水防作業

第4章-1（第2節 水防活動を行う）に基づき実施する。

(3) 水防工法の心得

ア 水防工法については、常に研究し、熟知しておかなければならない。

イ 命令なくして、部署を離れるなど、勝手な行動をとってはならない。

ウ 夜間は、特に言動に注意し、みだりに「水があふれる」とか「堤防の決壊」等の想像による言動等は厳に慎まなければならない。

エ 命令及び伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防関係員を緊張させたり、疲れさせないように留意し、常に最大の水防能力が発揮できるよう心がけること。

オ 洪水時において、堤防に異常の起こる時期は滞水時間にもよるが、おおよそ水位が最大るとき又はその前後である。

しかし、斜面の崩れや陥没は、通常減水時に発生することが多い（水位が3/4位に減水したときが最も危険）から、水位及び潮位が氾濫注意水位、警戒潮位以下に減じ、災害発生のおそれなくなるまで、警戒を解いてはならない。

4 水防活動要員の安全確保

第4章-1（第2節 水防活動を行う）に基づき実施する。

(水防工法一覧表)

原因	工法	工法の概要	主に使用する資材	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる（三段以上は止め杭を使用する）	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板をたてる	鋼製支柱（松杭）、軽量鋼板等	
	シート張り工	堤防天端及び裏のり面を防水シートで被覆する	防水シート、鉄筋ピン、土のう	
漏水	居住側対策	釜段工	裏小段、裏のり先の平地に円形に土のうを積み上げる	土のう、防水シート、ビニールパイプ、松杭（鉄筋棒）
		樽伏せ工	裏小段、裏のり先の平地に底抜き樽、又は桶を置く（漏水が少量のとき）	たる、土のう、防水シート
		月の輪工	裏のり部によりかかり、半円形に土のうを積み上げる	土のう、防水シート、鉄筋棒
		導水シート張り工	裏のり、小段に防水シートなどを敷きならべる	防水シート、土のう、鉄筋棒
	川側対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	土のう、木杭（鉄筋棒）
		シート張り工	川表の漏水口に防水シートを張る	防水シート、土のう、ロープ、杭（鉄パイプ、鉄筋等）
		たたみ張り工	川表の漏水口にたたみを張る	たたみ、土のう、ロープ、杭（鉄パイプ、鉄筋等）
表斜面	洗掘	シート張り工 たたみ張り工	漏水防止対策と同じ	漏水防止対策と同じ
		木流し工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	立木（竹）、土のう、ロープ、鉄線、杭（鉄パイプ等）
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊個所に土のう、又は大きい石を投入する	土のう、石、異型コンクリートブロック
		築き直し工	堤防の川表が崩壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため、杭を打ち中詰めの土のうを入れる	杭（鉄パイプ等）、土のう、板、鉄線
裏斜面	崩壊	杭打積土のう工	堤防の川裏のり面が崩壊したとき、その下部に杭を打ち中詰めの土のうを入れる	杭（鉄パイプ等）、土のう、板、鉄線
		築き直し工	堤防の川裏のり面に杭を打ち柵をつくり、中詰めに土のうを入れる	杭（鉄パイプ等）、土のう、板、鉄線
上面・裏斜面	き裂	シート張り工	堤防の天端から裏のり面にかけてのき裂は、き裂部分への水の浸透と拡大を防止するため、防水シートで被覆する	防水シート、土のう、杭（鉄パイプ等）
樋門	漏水	月の輪締切 詰め土のう工	漏水の圧力を減ずればよい場合は、裏斜面側に「月の輪」を行う	防止シート、土のう、杭（鉄パイプ等）

5 通信手段

第4章-1（第1節 情報を収集伝達する）に定めるとおり。

6 情報を収集伝達する

第4章-1（第1節 情報を収集伝達する）に定めるとおり。

第6章 気象予警報等の種類

第1章（第6節 気象予警報等の種類）に定めるとおり。

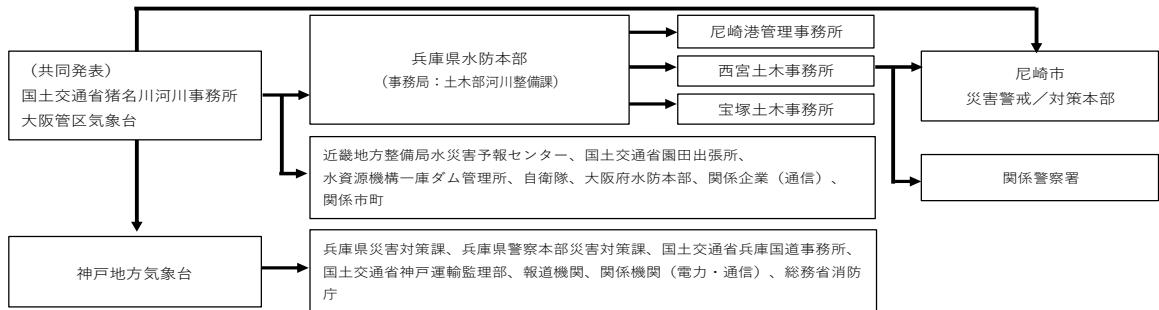
第7章 洪水予報

1 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報（水防法第10条）

(1) 洪水予報の対象河川とその区域、量水標、洪水予報の種類と発表基準

第1章（第6節 気象予警報等の種類）に定めるとおり。

(2) 洪水予報の通知（猪名川・藻川）

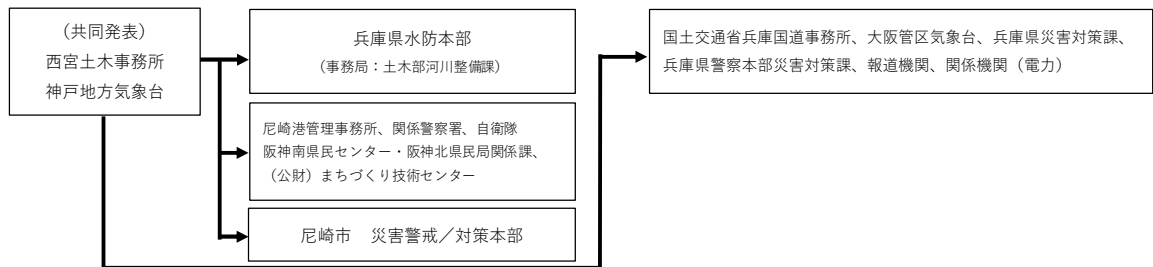


2 知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報（水防法第11条）

(1) 洪水予報の対象河川とその区域、量水標、洪水予報の種類と発表基準

第1章（第6節 気象予警報等の種類）に定めるとおり。

(2) 洪水予報の通知（武庫川）



第8章 水防警報

1 国土交通大臣の発する水防警報（水防法第16条）

(1) 水防警報の対象河川とその区域

河川名	区域	
猪名川	左岸	池田市古江町69番地先から神崎川合流点まで
	右岸	川西市滝山字上ノ宮9番地先から神崎川合流点まで
藻川	両岸	猪名川分派点から猪名川合流点まで

(2) 水防警報の対象とする量水標（水位観測所）

河川名	量水標	所在地	水位				
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高
猪名川	小戸	池田市西本町	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m	5.15m

(3) 水防警報の種類

種類	内容
第1段階 (待機)	水防（消防）団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて発令される。
第2段階 (準備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集準備、幹部の出勤等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令される。
第3段階 (出動)	水防（消防）団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令される。
第4段階 (解除)	水防活動の終了
その他	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は上記に準じて水防警報が発令される

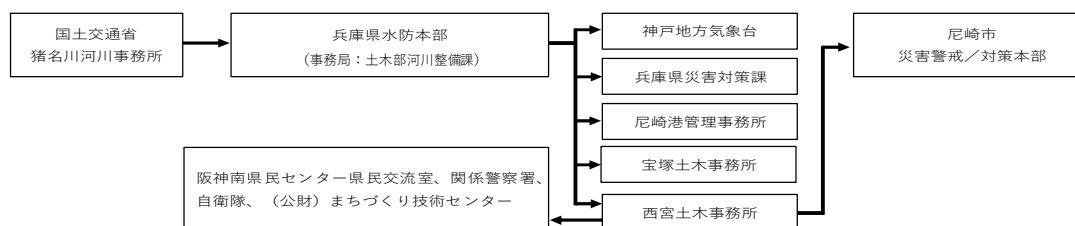
(4) 水防警報発表の時期

河川名	観測所	第1段階（待機）	第2段階（準備）	第3段階（出動）	第4段階（解除）
猪名川	小戸	水防団待機水位に達するとき	氾濫注意水位に達する1時間前	氾濫注意水位に達する30分前	水防活動の必要がなくなったとき

※待機及び準備の2段階は省略することができる。

※水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(5) 水防警報の通知（猪名川・藻川）



2 知事の発する水防警報（水防法第16条）

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報を発令したときは、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知する。

(1) 水防警報の対象河川・海岸とその区域

河川・海岸名	区域
武庫川	全域
左門殿川	※高潮による水防警報対象河川
尼崎市海岸（大阪湾沿岸）	全域

(2) 水防警報の対象とする量水標（水位観測所）及び検潮器（潮位観測所）

ア 量水標（水位観測所）

河川名	量水標	所在地	水位			
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊町	2.20m	3.20m	4.10m (※)	5.20m (※)
	小曾根	西宮市小曾根町	2.60m	4.00m	4.70m	6.00m

※洪水予報の基準により水防管理団体・関係機関へ通知する。

イ 検潮器（潮位観測所）

海岸名	検潮器	所在地	潮位		
			通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒水位
尼崎市海岸	尼崎（尼崎閘門）	尼崎市西海岸町	T. P. +1.50m	T. P. +1.80m	T. P. +2.20m (※)

※尼崎もしくは神戸検潮所の水位が到達したときは、その旨を水防管理団体・関係機関へ通知する。

(3) 水防警報の種類

種類	内容
第1号（待機）	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号（準備）	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号（出動）	水防活動に出動させるもの。
第4号（解除）	水防活動を終了させるもの。

(4) 水防警報の発令基準

ア 河川

種類	雨の場合
第1号（待機）	<ul style="list-style-type: none"> 武庫川潮止堰の下流水位が氾濫注意水位（0. P. +3.5m、T. P. +2.2m）に達したとき。 引き続き降雨があり増水が予想されるとき。 武庫川甲武橋地点の水位が2.20mを上回り、更に水位上昇のおそれがあるとき。 武庫川小曾根地点の水位が2.60mを上回り、更に水位上昇のおそれがあるとき。
第2号（準備）	<ul style="list-style-type: none"> 武庫川潮止堰の下流水位が氾濫注意水位より+0.5m（0. P. +4.0m、T. P. +2.7m）に達したとき。 引き続き降雨があり増水が予想されるとき。 武庫川甲武橋地点の水位が2.70mに達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。 武庫川小曾根地点の水位が3.30mに達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。

第3号 (出動)	<ul style="list-style-type: none"> ・武庫川潮止堰の下流水位が氾濫注意水位より+0.8m (O.P.+4.3m、T.P.+3.0m) に達したとき。 ・引き続き降雨があり増水が予想されるとき。 ・武庫川甲武橋地点の水位が3.20mに達し、更に水位上昇のおそれがあるとき。 ・武庫川小曾根地点の水位が4.00mに達し、更に水位上昇のおそれがあるとき。
第4号 (解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記警報1号の水位基準を下回り、降雨も小康状態になったとき (今後、水位上昇のおそれがないとき)。

イ 海岸

種類	高潮の場合	津波 (地震) の場合
第1号 (待機)	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎検潮所 (開門管理所) の潮位が通報潮位 (O.P.+2.8m、T.P.+1.5m) を上回り、更に潮位上昇のおそれがあるとき。 	
第2号 (準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎検潮所 (開門管理所) の潮位が通報潮位 (O.P.+2.8m、T.P.+1.5m) を上回り、更に潮位上昇 (警戒潮位を上回る) のおそれがあるとき。 	
第3号 (出動)	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎検潮所 (開門管理所) の潮位が警戒潮位 (O.P.+3.1m、T.P.+1.8m) に達したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報・津波警報が発表され、被害が予想されるとき
第4号 (解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒潮位を下回り、今後上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記各警報の基準を下回る状態になったとき

※待機及び準備の2段階は省略できる。

ウ 津波

(津波災害警戒区域内の河川・区域など)

種類	内容	発表基準
待機	水防 (消防) 団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

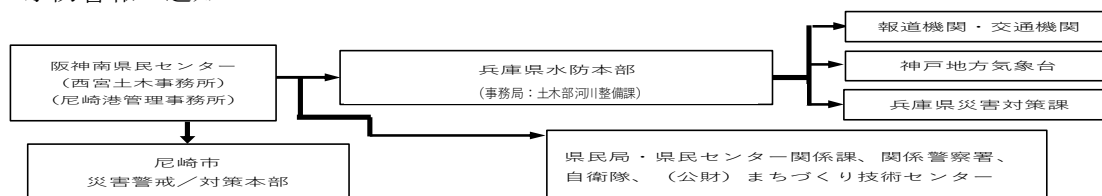
※津波災害警戒区域内とは、津波において浸水が予想され水防活動が安全に行えない河川、区域のこと。

(津波災害警戒区域外の河川、区域など)

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※津波災害警戒区域外とは、津波において浸水が予想され水防活動が安全に行える河川や区域のこと。

(5) 水防警報の通知



第9章 水防設備の整備、輸送の確保

1 水防倉庫等

- (1) 倉庫は、水防用機具及び資材を備蓄するもので、担当堤防延長1,000m～2,000mごとに1箇所を目安とする。
- (2) 大きさは、間口9.1m、奥行3.64m（建坪33㎡＝10坪）を標準とする。
- (3) 現在設置されている倉庫は、資料Ⅱ-2 水防計画 資料 資料6のとおりである。
- (4) 資材置場
土砂置場は、資料Ⅱ-2 水防計画 資料 資料7のとおりである。

2 備蓄機具資材一覧

- (1) 資材中、腐敗、破損のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備える。
- (2) タフバック等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じる。
- (3) 機具、資材を破損したときは、直ちに補充する。
- (4) 火災、盗難の予防のため、各地区隊管内の倉庫についてそれぞれ適時巡視する。

3 量水標等

- (1) 水防管理者は、区域内の適当な箇所に量水標、雨量計、風速計及び検潮器を設ける。
- (2) 量水標の設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれのない所を選び、夜間でも観測しやすい所とする。
- (3) 量水標の巾は、20cm刻み、白黒の交互10cmごとの数字を黒書とし、1mごとの数字を赤書きとしたものを標準とする。
- (4) 氾濫注意水位から避難判断水位までは黄色、避難判断水位から氾濫危険水位及び氾濫の発生にいたるまでは赤色の、夜光塗料を塗布するものを原則とする。

4 受信機

停電時においても、気象状況が聴取できるよう携帯ラジオを設備する。

5 輸送を確保する

- (1) 水防機関車両
資料Ⅱ-2 水防計画 資料 資料13のとおり。
- (2) 輸送協力機関
資料Ⅰ (4-19 市内自動車輸送業者等一覧表) のとおり。
- (3) 輸送経路
ア 県水防本部、各事務所間の輸送経路については、県で通行路線を決定する。
イ 各事務所と市水防本部間の輸送経路については、事務所より通行路線が指示される。
ウ 本市管内の輸送経路は、水防計画資料4のとおり。

第10章 他の水防機関との協力、応援

1 水防管理団体相互の協力

水防管理者は、緊急の必要がある時は、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応

援を求めるものとし、応援を求められた者は、できる限りその求めに応じること。

2 大阪府との協定

神崎川、左門殿川、猪名川に関係ある淀川右岸水防事務組合、豊中市、池田市、川西市、尼崎市水防管理者は、次のとおり水防について協力、応援を行う。

ア 上下流及び対岸の水防管理者から応援を求められたときは、できる限りその求めに応じること。

イ あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて、情報を交換する。

3 警察署との協議

警察署長と次の事項についてあらかじめ協議しておく。

ア 警察電話の使用

水防上、緊急を要する通信については、警察通信を使用することができる。

イ 警戒区域の設定

水防上、緊急を要する場所において設定する警戒区域や立ち入り制限等の職権について。

ウ 警察官の出動

水防上、必要があると認められる場合に求める警察官の出動（警戒区域の設定や避難・立ち退き、市本部への派遣など）や協力について。

第11章 水防信号等の伝達

1 水防信号

	警鐘信号	サイレン信号					
		○	休止	○	休止	○	休止
第1信号	●— (×3回)	○ 5秒	休止 15秒	○ 5秒	休止 15秒	○ 5秒	休止 15秒
第2信号	●—●—● (×3回)	○ 5秒	休止 6秒	○ 5秒	休止 6秒	○ 5秒	休止 6秒
第3信号	●—●—●—● (×3回)	○ 10秒	休止 5秒	○ 10秒	休止 5秒	○ 10秒	休止 5秒
第4信号	乱打	○ 1分	休止 5秒	○ 1分	休止 5秒	○ 1分	休止 5秒

※信号は、適宜の時間継続し、必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号と併用する。
※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

- (1) 第1信号 河川では量水標が氾濫注意水位に、海岸では台風来襲時の危険風向の風速が秒速20m/S程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

2 津波注意報等

標識の種類	警鐘信号	サイレン信号	
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●	○	休止
		10秒	2秒
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	○	休止
		5秒	6秒

大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	○	休止
		3秒	2秒
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	○	休止
		10秒	3秒

※鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

第12章 避難のための立退きの指示等を行う

第4章-1（第4節 避難活動を実施する）に定めるとおり。

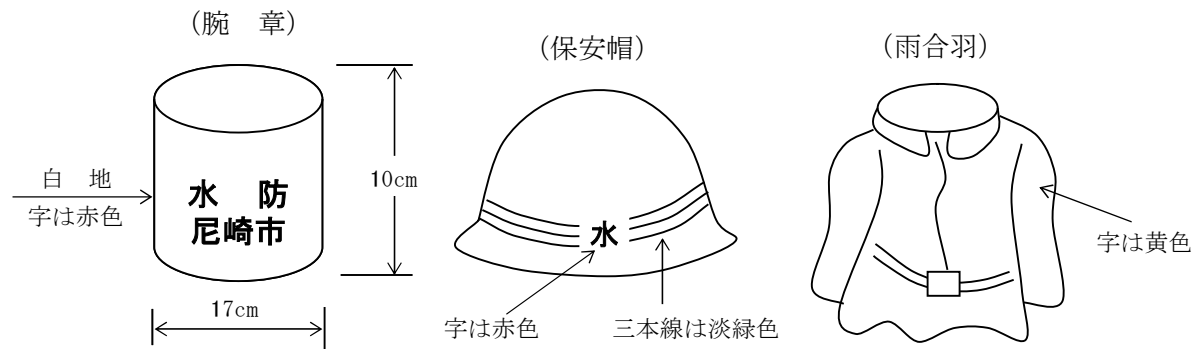
第13章 水防標識等

1 水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識

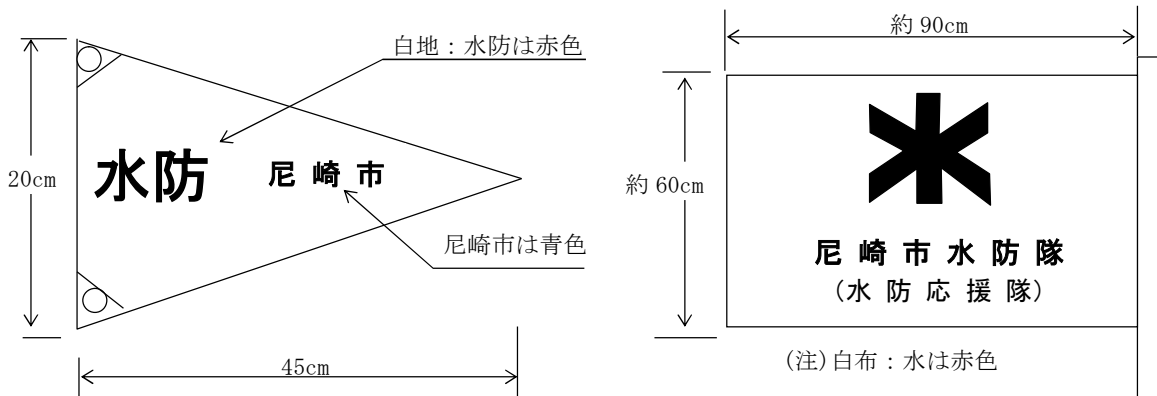
左腕に腕章をつける。（雨合羽等を使用するときは、保安帽又は左腕に、「水」又は「水防」と書き込む。また、防火衣着用のときはこの限りでない。



(2) 緊急車両優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会と協議の上、次の標識を設備し、警鐘又はサイレン吹鳴を併用する。ただし、火災時使用の標識を使用しても差し支えない。

(標旗)



2 身分証明

水防法第49条第2項に規定する身分証明として、職員は職員証、消防職員は消防手帳、消防団員は消防団員手帳をもって身分証明とする。

第14章 費用負担等

1 費用負担

- (1) 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。(法第41条)
- (2) 水防管理団体の水防によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。(法第42条第1項)
- (3) 他の水防管理団体から応援を求められた場合、応援に要する費用は応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は両者協議して定める。(法第42条第2項)
- (4) 費用の額及び負担の方法について、協議が成立しないときは、知事に斡旋を申請することができる。(水防法第42条第3項)

2 公用負担

- (1) 水防のため必要があるときは、水防法第28条第1項に基づき、水防管理者は次の権限を行使できる。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木、その他の資材の使用
 - ウ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
 - エ 車輛、その他の運搬器具又は器具の使用
 - オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担命令権限証

(1)により公用負担を命じようとする水防管理者から委任を受けた者は、その身分を示す証明書又は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
〇〇班長	
氏名 _____	
上記の者に〇〇区域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の規定する権限の行使を委任したことを証明します。	
令和 ____年 ____月 ____日	
尼崎市水防管理者 氏名 _____ 印	

(3) 公用負担命令書

水防法第28条第1項の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として公用負担命令書2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公用負担命令書

(目的物)

種類_____員数_____

期間_____摘要_____

水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の規定により使用（収用・処分）します。

令和____年____月____日

_____様

尼崎市水防管理者（又は尼崎市消防長）

氏名_____印_____

- (4) 上記の権限行使によって、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償しなければならない。（水防法第28条第3項）

第15章 水防活動に関する報告と記録

水防が終結したとき、遅滞なく次の事項を取りまとめて関係機関に報告し記録を作成しなければならない。

1 水防報告

(1) 知事への報告

水防管理者は次の事項を、河川・海岸関係に関して西宮土木事務所、尼崎港管理事務所経由で10日以内に報告する。

ア 水防法第25条の堤防その他施設の決壊状況

イ 水防法第28条第1項により収用又は購入の器具、資材所有者及びその事由並びに使用場所

ウ 水防法第29条の立退き指示の事由及びその状況

エ 現場指導の官公使の職氏名

オ 防衛作業中負傷又は疾病にかかった者の職氏名及び手当

カ その他必要と認める事項

(2) 西宮土木事務所、尼崎港管理事務所への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。なお、下記のアについては、直下流水防管理者、水門、こう門管理者へ、イ、カ、キについては、関係警察署長、隣接水防管理者、健康福祉事務所長へ通報する。

ア 水防団待機水位、通報潮位、氾濫注意水位、警戒潮位、避難判断水位又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位・潮位から減水したとき

イ 水防作業を開始したとき

ウ 水防の警戒を解除したとき

エ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置

オ 水防法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき

カ 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況

キ 水防法第29条による立退き指示の事項

ク その他緊急報告を必要と認める事項

(3) 水防管理者への報告

消防主任又は機動隊長は、消防部長を通じ次の事項を報告する。

- ア 水防の出動又は解散命令の時刻
- イ 出動人員、職名、氏名及び出動中の時間
- ウ 堤防その他の施設等の損傷箇所、種類、内容、延長及びこれに対する処置工法、その効果並びにその時刻
- エ 使用材料及び数量
- オ 破損の機具、資材の数量
- カ 水防法第24条により従事させた者又は雇入れた者の住所、氏名及び出務時間並びにその事由
- キ 水防法第28条1項による器具資材の収用購入、障害物の処分又は土地の一時使用等の事項
- ク 警察署の援助状況
- ケ 現場指導者の職、氏名
- コ 防衛作業中負傷又は疾病にかかった者の職、氏名及びその手当

2 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

(1) 尼崎市水防活動実施状況報告書（様式中の「法」は水防法を指す。）

尼崎市水防活動実施状況報告書						
(作成日) 令和____年____月____日 (作成責任者) _____						
原因	台風第____号 / その他 _____					
実施日時	令和：____年____月____日 () ~ ____年____月____日 ()					
実施箇所	_____川 (右・左) 岸			尼崎市 地先_____m		
被害	一般被害				公共被害	
	死傷者		死者_____名	負傷者_____名	護岸 損壊	
	家屋	倒壊	全壊_____戸	半壊_____戸		
		浸水	床上_____戸	床下_____戸	道路 損壊	
	田畑冠水		_____ヘクタール	_____ヘクタール		
	停電		_____世帯		樹木 損	
	その他				その他	
出動人員 (延べ)	合計		消防職員	消防団員	市職員	その他
	_____名		_____名	_____名	_____名	_____名

現地活動責任者		(職氏名) _____	
法 28 条		品目	所有者
	使用		
	収用		
	処分		
法 29 条	立退 指示	理由	状況
従事者の 負傷等			
特記事項			

- (2) 水防法第23条第1項の応援を求めた場合はその理由と応援の状況
- (3) 水防法第24条の水防従事者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- (4) 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- (5) 警察署の援助状況
- (6) 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- (7) 水防活動のために雇入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- (8) 水防作業に使用した材料及びその数量とその水防工法
- (9) 警戒中の水位観測表
- (10) 水防法第32条の2、32条の3水防訓練の概要

第16章 水防訓練

水防法第32条の2の規定により毎年水防訓練計画を策定し、出水期までに実施するものとし、水防法の規定により津波避難訓練が行われるときは、水防団、消防機関及び水防協力団体はこれに参加すること。

第17章 浸水想定区域の円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 地域防災計画に定める事項

市は、水防法に定める洪水、雨水出水、高潮の各浸水想定区域の指定があったときは、県水防計画等との調整を図り、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項を地域防災計画に定める。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に地下街等または主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 ハザードマップの作成

浸水想定区域の指定に基づき、上記1を踏まえたハザードマップを作成し、印刷物を住民に配布するとともに、市のホームページに掲載する。

また、これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

3 水防法第15条に基づく避難確保計画等の作成及び訓練の実施

(1) 地下街等の避難確保、浸水防止計画

地域防災計画に定める地下街等の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保や、浸水の防止を図るために必要な措置等に関する計画を作成し、市長に報告する。また、避難確保、浸水防止計画の公表及び同計画に基づく訓練を実施する。

ア 本市が定める地下街等の範囲

水防法に基づく浸水想定区域内に所在する、延べ床面積が1,000㎡以上の地下街もしくは地階の床面積合計が5,000㎡以上の不特定かつ多数の者が利用する施設（例：体育館、商業施設、宿泊施設、駐車場など）

イ 避難確保、浸水防止計画で定める事項

- A 洪水時等の防災体制に関する事項
- B 洪水時等の避難誘導に関する事項
- C 洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- D 洪水時等を想定した防災教育、訓練の実施に関する事項
- E 自衛水防組織の業務
- F 浸水の防止のための活動
- G その他、洪水における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(2) 要配慮者利用施設の避難確保計画

地域防災計画に定める要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難確保計画に基づく訓練を実施し、これらを市長に報告する。

なお、市長はこれらの報告を受けたとき、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言または勧告を行うことができる。

ア 本市が定める要配慮者利用施設の範囲

水防法に基づく浸水想定区域内に所在する次の施設とする。

社会福祉施設	高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等
学校	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、特別支援学校
医療施設	医療法に定める病院

イ 避難確保計画で定める事項

- A 洪水時等の防災体制に関する事項
- B 洪水時等の避難誘導に関する事項
- C 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- D 洪水時等を想定した防災教育、訓練の実施に関する事項
- E その他、洪水における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(3) 避難確保計画等を作成していない施設への措置

地下街等及び要配慮者利用施設が避難確保計画等を作成していない場合において、当該地下街等及び要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めるときは、市長は当該地下街等及び要配慮者利用施設の所有者または管理

者に対し、必要な指示を行う。

なお、当該地下街等及び要配慮者利用施設の所有者または管理者が正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第18章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、一般社団法人若しくは一般財団法人、又は特定非営利活動法人で、下記に規定する業務を、適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

なお、指定の際は、水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に、下記の業務を行う。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (3) 水防に関する調査研究
- (4) 水防に関する知識の普及、啓発
- (5) 前各号に附帯する業務